別紙様式第１（発注事務届出書）

　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

東海国立大学機構　機構長　殿

発注事務に係る届出書

　東海国立大学機構会計規程第6条第3項及び東海国立大学機構会計事務取扱細則第4条第3項の規定に基づき，契約責任者の発注事務を専決により処理する者として，次の事項を遵守し当該事務を行いますので届出します。

１．事務の範囲及び条件

　・自ら管理している予算又は責任者として管理している予算（外部資金を含む）の範

　　囲内であって，かつ，契約金額が150万円未満である物品購入又は役務契約

　・上記により発注するときは，原則として予め財務会計システムにより発注内容を入

　　力すること。

２．義務及び責任

　・機構の財務及び会計に関して，適用される法令及び関係規則に準拠し，善良な管理

　　者の注意をもって職務を行わなければならない。

　・故意又は重大な過失により機構に損害を与えた場合には，その損害を弁済する責に

　　任じなければならない。

　・他者に発注事務を代行させるときは，相当の注意をもってこれを監督し，その責任

　　を負わなければならない。

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所属・職名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名